

平成21年3月
勝浦市議会定例会会議録（第4号）

平成21年3月9日

○出席議員 18人

1番 土屋 元 君	2番 忍 足 邦 昭 君	3番 根 本 讓 君
4番 岩 瀬 洋 男 君	5番 中 村 一 夫 君	6番 刈 込 欣 一 君
7番 岩 瀬 義 信 君	8番 寺 尾 重 雄 君	9番 渡 辺 玄 正 君
10番 児 安 利 之 君	11番 高 橋 秀 男 君	12番 板 橋 甫 君
13番 丸 昭 君	14番 八 代 一 雄 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 西 川 幸 男 君
企 画 課 長 滝 本 幸 三 君	財 政 課 長 関 重 夫 君
税 務 課 長 藤 平 光 雄 君	市 民 課 長 関 利 幸 君
介 護 健 康 課 長 乾 康 信 君	清 掃 セ ン タ ー 所 長 黒 川 義 治 君
都 市 建 設 課 長 守 沢 孝 彦 君	農 林 水 産 課 長 藤 江 信 義 君
観 光 商 工 課 長 鈴 木 克 己 君	福 祉 課 長 田 原 彰 君
水 道 課 長 岩 瀬 章 君	会 計 課 長 岩 瀬 武 君
教 育 課 長 渡 辺 宗 七 君	社 会 教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
環 境 防 災 課 市 東 邦 夫 君	環 境 防 災 課 神 戸 哲 也 君
生 活 環 境 係 長	消 防 防 災 係 長

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 関 修 君	議 事 係 長 玉 田 忠 一 君
---------------	-------------------

議 事 日 程

議事日程第4号

第1 議案上程・質疑・委員会付託

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村
総合事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について

- 議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第10号 勝浦市消防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定について
- 議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- 議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第17号 市道路線の認定及び廃止について
- 議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算
- 議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 平成21年度勝浦市老人保険特別会計予算
- 議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算
- 議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算

開 議

平成21年3月9日（月） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

議案上程・質疑・委員会付託

○議長（水野正美君） 日程第1、議案を上程いたします。

議案第7号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第8号 勝浦市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第9号 勝浦市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、議案第10号 勝浦市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、以上4件を一括議題といたします。

本案につきましては既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 議案第10号でお伺いします。今回の条例改正は出勤に係る手当、消防団員には報酬と手当というふうに分けられているわけですが、今回の条例改正は手当の減額ということになっています。ご承知のように、消防団員は定数が423。ところが、現在でも定員割れをしている。消防団員の確保には各地域も非常に危惧しているという現状があります。また、消防団員は、これは申し上げるまでもなく、その全員が生業を持ち、家庭を持ち、また地域の一員として大きな役割を果たしている中で消防団活動をしている。

先日なんですけれども、実は上野地区におきましても、早朝から、非常に足元の悪い中、小雨の非常に寒い中、訓練が行われました。本来であれば、日曜日の休日は家族を含めて休息をすべきときなんですけれども、それを返上して一生懸命やっている。ましてや直接本人にも危険が及ぶような事態も想定されるというような消防団活動の中で今回の出勤手当の減額。これは世界情勢も含めて、社会の状況下を見れば、これはいた仕方ないというふうにももちろん感じます。そういう中で今回の条例改正を提案されたという、この理由をお伺いしたいと思います。もちろん、この手当を目的に消防団員を拝命する者がいるというふうには思っておりません。そういうことももちろん執行部側もご承知だと思いますけれども、それにしましても、今回の提案、この時期に出された理由をお伺いしたい。

また、それに関連いたしまして、先月は恐らく初めてではなかったかと思っておりますけれども、広報によって消防団員を公募したという経緯があったと思っております。自分の知る範囲では初めての試みだったのではないかなというふうに感じますけれども、それについて何らかの影響、反響があったかないか。さきに述べましたように、消防団員、現在、定数に満たない状態でありますから、それも含めてお示し願いたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。神戸環境防災課消防防災係長。

○環境防災課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。改正の提案理由であります。現在の社会経済情勢を考慮し、また近隣市の出勤手当を調査した結果、その均衡を図りたいため、このたび改正をお願いした次第であります。

また、広報の影響、反響につきましては、3月6日現在でありますけれども、3月4日に1件の問い合わせがありました。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） ありがとうございます。おおむね私が質問した内容だったとは思いますが、答弁の中で、近隣との均衡というふうなお話があったと思うんですけれども、参考までに、近隣、もし資料があれば教えていただければと思います。

あと、3月4日にどういう形で問い合わせがあったか、具体的にお話がなかったのか、どういう内容での問い合わせだったか。それと、今回初めてだったかなというのをお伺いしたと思うんですけれども、どのような形で問い合わせがあったか、できれば、もう少し具体的に教えていただければと思います。

近隣との関係もあるということなので、近隣、郡内あたりでいかがでしょうか。わかる範囲で

教えていただけませんか。お願いします。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。神戸環境防災課消防防災係長。

○環境防災課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。まず初めに、近隣市の手当の状況がありますが、夷隅郡内でありましたが、いすみ市につきまして、火災出動1,705円、風水害出動0円、警戒出動1,162円、訓練出動1,320円。次に、大多喜町でありましたが、火災出動2,100円、風水害出動2,100円、警戒出動2,100円、訓練出動2,100円です。次に、御宿町でありましたが、火災出動900円、風水害出動900円、警戒出動900円、訓練出動900円。以上の内訳になっております。

次に、広報についての問い合わせにつきましてですが、これにつきましては、問い合わせの方が女性でありましたゆえに、女性消防団員の業務はいかなものかという問い合わせがありました。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。黒川民雄議員。

○17番（黒川民雄君） 近隣との均衡という形で最初に説明がありましたけれども、若干の差があるなど。大多喜は2,100円ということでしたけれども、いすみ市ではちょっと違う。消防団や、その体制の規模などにもよるかなとは思いますが、いずれにしても最初にお答えいただいたように、この社会の状況下ということですから、これはもちろん反対する立場ではありませんけれども、その中で、最初に申し上げましたように、直接災害の現場に出向くわけですから、引き続き資機材の充実を図っていただきまして、消防団員の安全の確保に引き続き努めていただきたいというふうに要望いたします。

また、問い合わせがあった方が女性だったということでもありますけれども、非常にいいことかなというふうに考えます。事あるごとに女性の消防団員の起用、採用も私は申し上げてきた中でもありますし、今後、減員数を満たすためにも、あらゆる角度から消防団員の確保に努めていただきたいというふうにあわせて要望して終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。根本 譲議員。

○3番（根本 譲君） 私も第10号議案について若干、前段者も先ほど言いましたので、大体のことはわかりました。ただ、私が言いたいのは、消防団員というのは使命感でやっている仕事であります。ただ市の外郭団体という認識ではないと思います。近隣市町村との手当の均衡を図るべくありますが、私は何も図る必要はないだろうと、勝浦市は市の独自の手当でもいいんじゃないか、それが勝浦市の特徴だろうと。ましてや、前段者の黒川議員も言いましたけれども、定数割れしている消防団員を啓蒙、また勧誘しているのは、広報とか、そういうものではなくて、消防団の方々が個々に次の若い人をということで啓蒙しているわけでありまして、その啓蒙の中に、今度、手当が下がっちゃったよでは、意気も下がるのではなかろうかと、私はそれを非常に危惧しております。今後、消防団員も高齢化になって、これから人材確保に大変な思いをするだろうと。その点においても、私はこの10号議案については余り納得はしてないんですが、もう一度伺いたいのですが、市長は広域の責任者でありますから、そういったものも含めて、周りからの兼ね合いといいます、それが必要なのかなのか。勝浦は勝浦の独自のそういった、周りに左右されないものを持つべきではないのかと、私はそう思うんですが、その点についてお答えいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） これはあくまでも勝浦だけの考えで、周りの市町村からどうこの影響は全

くありません。ただ、広く検討すると、出動の内容によって手当が低くなる、そういう特殊な点まで加味して考えている市町村もある。勝浦の場合はすべて200円下げましたけれども、すべての場合において1,900円の手当。ですから、火災予防の出動においても同じであるし、あるいは、かつて誤報があった年度がございました。かなりの誤報で出動した、そういうときも手当においては、出動ということであるわけですから、規定の手当を支給した、そういうことであります。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。根本議議員。

○3番（根本 譲君） では、これからの市の対応をちょっと伺います。消防団員のこれからの育成といえますか、新しい消防団員の勧誘に関しましては、市の外郭団体であれば、当然、市が中心となってやるべきものだろうと私は思うんでありますが、これからの見通し、新しい人材確保の見通しをお聞きしたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。神戸環境防災課消防防災係長。

○環境防災課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。消防団員につきましては、各地域で地域防災のかなめということで活動しております。その中で、地域の方々の勧誘という形が第一であると考えております。

次に、現在では、各区に対して自主防災組織の設立を推進しておりますけれども、やはり地域の中で地域の防災を検討していただきたいという中で、自主防災組織を設立し、また消防団と協力してというような形をとっていきたいと考えております。ですので、消防団だけでなく、防災全般を含めまして、地域防災ということで進めていき、その中で対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 私も同じく議案10号なんですが、もう一回、近隣との単価の差をお願いしたいんですが、勝浦の改定案前と大多喜が全く一致しているので大多喜は結構です。それから、御宿が900円ということですので、いすみ市のだけ聞かせてもらいたい。それが1つ。

それから、今の提案理由の説明は、前々段者に対して、以前から見ると、社会経済情勢の変化、それから、近隣との均衡、この2つを改定の理由に挙げているのだが、社会経済情勢が変化しているよというのは、具体的にどういうことを言っているのか。それが1つ。近隣との均衡を2番目の理由として挙げているのだが、勝浦がもしこれで改定した場合に、それぞればらばらの単価ですね。勝浦がたった200円下げること、均衡がとれるということだと思っただが、今、聞いてみると、みんな出動手当の単価が違うんだから、これで均衡がとれたと全然言えない。例えば、夷隅郡市の中で、担当者会議などが開かれて、みんなして横並びで均衡をとろうよと言って図ってやったのかどうか。そうだとすれば、全く均衡がとれていない。提案理由の説明に全くなっていない。

それから、前段者に対する市長からの答弁だって、出動手当も警戒も訓練もみんな今まで2,100円で、同額で出していたんだと言うんだけど、それが何なんだって私は聞きたいんです。それが今度は一律に1,900円にするんだけど、そこに矛盾があったから手直しすると言うんならまた話は違うんだが、ほかの市町村では訓練の手当までは出していないよということなのか、そうでないのか。

それから、団員にとっては何で出動しようと出動については変わらないんだね。そのことによ

って、例えそれが誤報であろうと、ガセネタであろうと、出動したことに変わりはないんで、そのことによって一定の時間がつぶれ、あるいは時間帯によっては、その日1日の本来の仕事ができなくなってしまう、そういうことだと思います。

私、団員の出動手当については一貫して主張しているのだが、年額を上げろと言うと、今、現時点で423名なんだけれども、これの報酬年額を上げろと言うと、額がかなり多くなってしまうんで、なかなかそうはいかないだろう。だけど、出動手当については、勝浦市の火災発生件数から見たって、その他から見たって、出動というのはそんなに件数ないんで、しかし、昔と違って、今、消防団員だってサラリーマンも多くなっているし、あるいは漁業者、農業者も同じなんだが、特に漁業者などは、その日に火災発生で出動したら、その日の漁に出られないという状況の中で、私は現行の2,100円だって全く安いと思っている。執行部の答弁は、これは徐々に改善していきますよ、近隣との均衡もあることながら、余り勝浦だけ突出して上げてしまうのはいかがかというんで、徐々に上げてきた経緯があるんです。

ところが、今、この時期、消防団の出動手当だけ1回200円の減額というのは、単に社会経済情勢の変化とか、近隣との均衡だけなのか。どうもこの提案が解せないんです。今の時期、これだけぽこっと出てきたんです。やるんだったら、もう既に管理職手当の減額もあった、一般職の地域手当の1%も、去年の12月に議決して、今年の4月からなしでしょう。それで今度、消防をやるということなら、例えば、市長は議会に対して、社会経済情勢の変化があるんだから、議会のほうも、すべてみんな、行政側も、あるいは非常勤特別職もそれぞれ減らしてきているんだから、議会もこの際、何とかしてもらいたいというような申し入れをしたのかしないのか。勝手にやってしまうと、議会のことですから、それはまずいだろうけれども、申し入れがあって、そういう中で議員に対して呼びかけがあって、そのことで減額などということになれば、議員だって社会経済情勢の今の状況の中で、あるいは市民の今の置かれている状況の中で、ある意味、減額ということは、それは覚悟している話ではないかと、少なくとも私は思っているんです。例えば、銚子で、新聞に出ましたね。あれをまねしろとは言いませんが、あるいは勝浦市の議員の政務調査費、年額8万円、これだって、全部一挙に減らせとは言わないけれども、減額の可能性だってあるわけです。

それから、議員の期末手当、私は一貫してこれも言っているのだが、一般職は期末・勤勉手当というふうに分けて、期末手当と勤勉手当です。これは当然なんです。しかし、常勤特別職と非常勤特別職には勤勉手当は出せませんから、その分、一般職よりも期末手当の率が上げてあるんだけれども、それも私は一貫して言っているのだが、それはそれとしても、例えば、期末手当、議長、副議長は額がちょっと違うから別として、議員の6月期支給というのは、基本給が時限で減額されていますから、31万3,000円でしょう。それ掛ける100分の15は加算額になっているんです。それから、12月期の基本給31万3,000円に対する、やはり加算額100分の15掛ける2.15カ月、2.3カ月で、合わせて年間4.45カ月出ているわけです。この加算額だけ抽出して額を見ると、加算額だけで1年間で20万8,000円になるんです。そうすると、私は、やはりこの辺だって、100分の15の率というものを見直ししたって、その辺は出てくる。たった200円をこの際、何で消防団員だけ、今の時期、カットしてくるのか。毎年、出初式のときに、消防団員の皆様、市民の生命、財産を守り、崇高な使命のもとに働いてくれていて本当に感謝感激ですと、来賓みんな言うではないですか。言葉だけかと言うんです。私はこの際、前段者、前々段者が言うように、なぜ今の時

期にカットするのか。全然理解できない。それをやるんだったら、今、例えば言ったように、こういうことだってまだ減額できる余地だって十分あるではないかということをお願いしたい。その点について、お答えをいただきたい。

今日は状況で課長がいなくて係長が出てきているが、係長にはいすみ市の単価だけ聞き漏らしたんで聞きますけれども、あとは総務課長なり、副市長なり、あるいは市長で答弁してください。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、神戸環境防災課消防防災係長。

○環境防災課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。いすみ市の出動手当の内訳であります。火災出動手当1,705円、風水害出動手当0円、警戒出動手当1,162円、訓練出動手当1,320円です。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） まず、消防団員の皆様には、住民の生命、財産の保護のため日夜ご尽力といたしますか、活動されておりますことに対しましては敬意を表する次第でございます。

なお、今回の条例改正でいろいろご質問も出ておりますけれども、先ほど担当係長のほうから、主な理由といたしまして、社会経済情勢の変化、あるいは均衡を図るといような答弁もあったようでございますけれども、それが主たる理由ではございません。確かに他市の均衡は考慮いたしました。ご案内のとおり、その数字から見れば、高い低いとは言いませんけれども、現行の2,100円につきましては、他市から比べれば上だということでございます。それは今回の改正の経過として、確かに一つの理由がございました。

その前に、昨年11月の消防委員会にも、この件につきましては、提案ではございませんけれども、改正についてのご意見を伺ったということも伺っております。その中でも、他市の状況等を資料を添えて意見をいただいた中でも、そのようなことで今回の改正案の1,900円についてはやむを得ないだろうというご意見をいただいたということも伺っております。また、消防団の本部、役員につきましても、この件につきましては、消防委員会と同様、資料を提示いたしまして、その辺の協議をしたというようにも伺っております。そのような過去の経緯がございます。

先ほど児安議員のほうからも、出動回数、火災発生件数等のお話もございましたけれども、おかげさまで、もちろん消防団員のお力もそうですけど、市民の皆様方の火災等に対する考え方もございまして、ここ近年、火災発生件数、あるいはまた火災発生の内容等によりまして、出動した場合の作業時間といたしますか、その辺の時間もおかげさまでかなり短い時間で作業が終わっているといったようなこともございます。そのようなことから総合的に判断いたしまして、今回の改正をお願いいたしました。もちろん、現在の2,100円の改正をする前は1,900円でもございまして、それは児安議員もご存じのとおり、1,900円から現在の2,100円に改正したといったような経緯もございまして、いずれにいたしましても、そのような総合的なことを判断いたしまして、今回の改正に至ったということでひとつご理解いただければと思います。以上で答弁を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） だから、勝浦市は積み上げてきたんですよ、出動手当について。それは市長の積極姿勢がそうしからしめたところのゆえんですよ。せっかく積み上げてきたものを、出動回

数掛ける200円で、幾ら財源が浮くんですか。それも聞きたい。昨年度実績でもいいし、ここ二、三年の実績でもいいから。微々たるものだと思うんですけど、それをお尋ねしたい。

それから、ほか、いすみ市などというのはゼロとか、あるいはかなり低い。それから、隣の御宿などもかなり低いんだけど、低さが異常なんです。私は2,100円だってまだ安いと思っ
ているんです。認識はそうです。そういうふうに、勝浦市としては、消防団に対する、勝浦市民の安全と生命、財産を守ってくれているということに対する行政としての姿勢が、近隣市町よりも若干上をいっているよという姿勢があらわれていたと思うんです。それを、この際、減額するというのは、どうも納得できない。

もう一つ、答弁なかったのは、議会側に、この際、こういうこともやるんで、社会、経済情勢の状況も厳しい中で、何とか議会のほうの、私がさっき言ったような、これはあくまでも例ですから、これをやれと言うんではないんですけど、そういう申し入れを、この際、この提案のときにしたのかどうか。一般職の管理職手当の減額はもう既に終わり、一般職の地域手当の1%からゼロにするのもやはりこの4月から執行するという中で、新年度を迎えるに当たって、議会側も痛みをみんなして分けていきたいんで、何とかありませんかという申し入れがあったのかないのか、そこところをしたのかどうかということの答弁がなかった。それを答弁してください。私は、なかったとすれば、早急に議会側にもそのことは要請すべきだと。あとは、議会がどう判断するかは別問題です。そういうことの中での消防団員の出動手当の減額ということなら、納得というか、そうかという気持ちにはなるけれども、これだけやろうというのは全然話がわからない。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、神戸環境防災課消防防災係長。

○環境防災課消防防災係長（神戸哲也君） お答えいたします。19年度分についてでありますけれども、延べ出動人員4,959名、これに対する出動手当が1,041万3,900円でありました。このたびの改正案に基づき計算いたしますと、942万2,100円となり、99万1,800円の削減、およそ100万円の減という形になります。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、杉本副市長。

○副市長（杉本 栄君） 行政経費の節減につきましては、非常に厳しい財政状況でございますけれども、私のほうから申し上げるまでもなく、毎年度といたしますか、予算の中で、職員を初め市民の方々にもいろいろな面でご協力をいただいているといったような状況でございます。

そこで、ご質問の中で、議会関係の経費のお話がございましたけれども、これにつきましては、申し出をしたのかどうかということであれば、あえて具体的な申し出はしておりません。特に議会関係につきましては、答弁は差し控えさせていただきます。銚子のお話もございましたけれども、新聞報道では、銚子の場合には議会のほうの皆様方の協議の結果というようなお話も出ております。いずれにいたしましても、議会関係の経費につきましては、私のほうで今、この場でこうする、ああするということにつきましては差し控えさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 減額して100万浮かすんだということだと。私は、執行部はこの際これを出してきたのは、やはり勝浦市財政健全化計画の中の一環だろうと、あるいはまた行革2005の中の一環だろうと、こういうふうに思っています。私はこの健全化計画や行革2005大綱につい

て、これを全面的に受け入れるという立場には立っていません。しかしながら、執行部がそういうことであるならば、後で予算質疑の中でやらせてもらいますが、消防団だけの突出というか、それだけをこの際出してきてやるというのは、何と言われても解せないということを強く言うておきます。納得はできかねる。

それから、もう一つは、副市長はそうかもしれないけれども、市長についてはどうなのか。やはり全体の中でこういう行革を進めていくということであるなら、あるいは財政改革を進めていくということであるならば、この際、それは率直に、議会に対しても申し入れをすべきだろう。時期が時期だけにと言うんだったら、ぜひすべきだというふうに思うんだが、答えられなければ、強くそれを要望しておくけれども、答えられるんだったら、ぜひ答えてもらいたいというふうに思います。この時期、本当に、ここにだけし寄せをいかせるということは、市民だって、このことを知ればというか、議会が終わってそのことが始まっていけば、納得できないだろうというふうに思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 健全化計画、あるいは2005、すべてにおいて、現在、非常に財政の厳しさは、その計画をも見直さざるを得ないような状態まできているわけですから、今、議員がおっしゃられたことについても、よく検討して、今後に対応していきたいと、そう考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第7号ないし議案第10号、以上4件は総務常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第11号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号 勝浦市学童医療費の助成に関する条例の制定について、議案第13号 勝浦市在宅介護福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について、議案第14号 勝浦市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号 勝浦市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について、以上5件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 11号でまず聞きたいんですが、提案理由の説明であったかどうか、あったとすれば聞き漏らしたと思うんで、改めてお聞きしたいのは、勝浦幼稚園長の新設、新設というか、ある意味、新設なんですね。昔は園長がい、それから園長が廃止されて、小学校長が附属幼稚園という形で園長を兼務し、それがまたやめて、しばらくあって新しく園長と、こうなると、歴史的経過はそうだと思うんですが、1つは、身分は常勤なのか非常勤なのか。それから、服務状

況は、常勤なら当然服務状況は決まっているんだけど、非常勤だった場合、服務状況はどうなっていくのか。週何日とか、あるいは1日何時間とか、あるいは不定期とか、それが2つ目。それから、人材はどういう前歴の人とか、前歴は問わないのか。その辺について、幼稚園についてはお尋ねをしたい。

次に、児童の医療費の関係なんですけれども、12号ですね。さっきから見落としてしまって探しているんですけれども、この支給方法は現物給付なのか、あるいは精算払いになるのかをお聞きしたいんです。たしか現物支給ではないようなことがどこかに書いてあったと思うんです。そうだとすれば、就学前は現物給付で、こちらはそうでないのかということをお聞きしたいわけです。

それから、最後に、これは一般質問でもやったから、そう詳しくは言いませんけれども、基本的には、幾ら3,000万しか積立金がないからといって、この際、かなり大幅な値上げを、これが激変緩和の、次の条例で、報酬の値上げに対する基金積み立ての国からの財源投入があったにせよ、3年間の間で若干ずつ減額はあっても、最終的にはこの額でいくわけで、そしてまた3年後に見直しということで、今の介護保険の仕組みが続く限り、需要が増えれば、つまり、施設入所や、あるいは認定をもらって介護してもらおう件数が増えれば、即保険料にはね返るといふ、この仕組み。だから、今後4月から3年間はこの大幅値上げでいって、さらにその3年後は、介護が減るということはある得ないわけだから、そうすると、青空天井にこれがどんどん上がっていく。ますます介護を受けたくても、つまり、保険あって介護なしという形にどんどん勝浦市の高齢者も、私もこれから高齢者に向かっていくんだけれども、高齢者が安心して老後を暮らしていけるという保証が全くない、この介護保険制度は。そういう点も含めて、基金がゼロでないんですから、たとえ幾らかでもそこに入れて、場合によっては一般会計のほうからの融通も含めながら姿勢を示す、勝浦市政の高齢者に対する、こういうことなんだという姿勢を示すという点についてもぜひ、そういうことを条例改正に当たって、値上げするから改悪だと思うんですけど、そういう姿勢は示せないのかということをお聞きしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） お答え申し上げます。幼稚園長につきましては非常勤特別職ということで考えております。

それから、執務形態でございますが、これにつきましては、週4日から5日、勤務時間については32時間を下らず40時間を超えない範囲ということで考えております。

また、人材につきましては、校長の資格のある者、その資格は規則的に決まっておりますが、それと同等の者ということで現在考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 学童医療費の関係でございます。学童医療費については、過去の議会でも、乳幼児医療費の拡充ということでいろいろご提案がございました。その中身を検討し、今回、学童医療費の助成ということで新たな条例を制定して、学童の保険対策の充実、あるいは保護者の経済的負担の軽減、そういうことを行って子育て支援を行っていきたいというふうにご考えておるものでございます。

ご質問の方法でございますが、乳幼児医療費については、ご承知のとおり現物支給ということでやらせていただいておりますが、今回の学童医療費の助成については、いわゆる精算払いとい

う形で実施したいというふうに考えております。この理由につきましては、一般的な事務費の増加の問題、それと、今回、提案してございますのは、通院に係る経費でございますので、実際にお子さんが病院に行かれるのは通院、あるいは入院という、この両方があるわけございまして、この区分けをする作業といいますか、事務の問題等も含めて、これを現物給付ではなくて精算方式にするということと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 介護保険の基金の取り崩し及び一般会計の繰り入れができないものかというご質問でございますけれども、先日、一般質問でも質問がございましたとおり、取り崩しにつきましては、3期の介護保険事業計画、3年間で約6,900万円の繰り入れを行う予定でございます。20年度末では3,900万円しか基金積み立てができない現状でございます。そういうことを考えますと、今後の3年間につきましては、準備基金からの繰り入れは今のところ非常に厳しい状況と考えております。また、一般会計からの繰り入れにつきましては、第4期の介護保険の期間中に仮に数字的に伸びてきたときにつきましては、検討せざるを得ないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 幼稚園長なんですが、非常勤特別職は条例上そういうふうに、その範疇で新設されたんだから当然そうだと思うのだが、ただ、服務状況が週4日から5日というと、幼稚園は5日制だから、ほとんど常勤に近い服務状況でしょう。40時間を超えないと、目いっぱい40時間とすれば、五八、四十で1日8時間だね。常勤とほとんど同じではないですか。32時間といったら、四八、三十二、これは4日から5日に掛ける8時間を合わせただけの話だと思うんです。それで非常勤特別職の報酬を支払うんだけど、実質的にはほぼ常勤に準じていますね。そういった場合に、各種社会保障というか、社会保険なり、あるいは失業保険、いわゆる社会保険だね、あるいは夏季・年末の報酬だからといって、実質、常勤者と同じような仕事をさせながら、夏季手当、期末手当とか、そういうものは全く支給がないのかあるのか。特に失業保険とか、その点についての身分保障というのはどうなっているのか。準常勤で勤めているんだから、いわゆる賃金者とは全く違う形態でしょう。季節雇用とか、あるいは、例えば鳴海ロードレース準備のための事務局賃金とか、そういう一定の、一月とか、あるいは二月とかの期間限定ではないからね。そういう点、どうなのか。

それから、医療費ですが、現物支給と精算払いに分けたというのは、就学前の支給と就学時の通院のみの支給というのがどれほど事務的煩雑さが飛躍的に出てしまうのか。あるいは、通院なのか入院なのか、あるいは入院と通院の併用なのかというのが、現物給付にすると非常につかみづらいという現実問題が出てくるのか。私は行政がそういうふうに福祉的な課題で市民に支給、手当とか、そういうものやっけていく場合に、できるだけ受ける側の住民のほうを受けやすいような方途を可能な限りとるとというのが地方自治の精神ではないかと思うんです。しかも、特に一般質問の中でも、市民が主人公なんだと、こう言っている理念を、藤平市長は少なくとも、私はその精神は非常に高く評価していますよ。それを標榜し、そこが行政の軸になっているんだということであるならば、少しぐらいの煩雑さは何とか行政のスタッフの努力によって解消できないのか。その点について再度、支給方法について伺いたいんですけど、私とすれば、同じように現物給付をぜひすべきだというふうに思うんですが、その辺について伺いたい。

それから、最後に介護なんですけど、今までの3年間の実績を見ると、積立金から6,000何百万の繰り入れをした。3年間でね。あれは1期目が4年ですか、その次が3年になって、今度3年か。そうすると、今後3年間、このまま、私に言わせれば大幅値上げなんだが、この大幅値上げによって、21年度の見込み決算では、年度が始まる前に決算は気が早いけれども、しかし、大まかの1年間の見通しは当然立てるはずだから、21年度末にはどの程度の財政状況になるのか。その場合に、値上げした分がどれほど食われていくのか。そうすると、積立金としては21年度末では、全然積立金にそこから決算後の積立金の余剰金が入ってこないのか。入ってきたら、どの程度入ってくる見込みなのか。もし入ってこないとすれば、とてもではないけれども、第3期の実施時期の実績から見れば、3,900万ではとても足りない。では、どうするのかという問題が出てくるわけだけれども、その点の見通しについて伺っておきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 午前11時15分まで休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。最初に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺宗七君） それでは、お答え申し上げます。まず、1点目のことですが、勤務時間等につきまして、先ほど週32時間を下らず40時間を超えない範囲ということをお申し上げしましたが、言い足りないところがありました。申しわけございませんでした。その範囲で教育課長が定めるということと考えております。ですから、ある日は9時から午後2時とか、ある日は9時から午後4時とか、そういうことでありますので、普通の勤務体系といえますか、基本的に1日8時間働くというようなことはありませんので、よろしくお願ひします。また、子供たちが在園する時間帯につきましては、必ず在園するように考えております。

2点目の社会保険、下の期末手当等につきましては、考えておりませんので、よろしくお願ひ申し上げます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 医療費の関係でございますが、現物給付にすべきというようなお話がございました。これにつきましては、先ほどご説明した内容と、今回、これが学童医療費を助成するというところで、およそ628万8,000円の予算を組まさせていただいておりますけれども、この中で、今後の経費負担という問題も同時に考え合わせなければならぬだろうということがまず第1点でございます。従来の乳幼児医療費支給事業につきましては、いわゆる医療機関でかかったものすべてが医療機関から請求が来るというような格好になります。いわゆる現物給付方式ということでございまして、これの事務を処理する上で、どうしても、例えば国保連合会、あるいは社会保険の関係ですと、診療報酬支払基金という組織の中で、その点検をしていただくという作業といえますか、行為があるわけです。これに対しては無料ではございませんで、1件当たり約76円かかるわけでございます。この経費が新たにまた付加されるということも、昨今の財政状況等を考え合わせ、少しでも対応できるものはしたいというふうな根底がございます。

それと、もう一点は、先ほど申し上げましたように、事務的な増大について対応も考えなければならぬということでございます。事務の増大については、おおよそでございますが、現在の

乳幼児医療費支給の事務にプラスして、その事務の70%が恐らくこれにかぶってくるだろうというふうに見ております。対象事業は少ないにしても、事務処理的には増えるということですので、おおよそでございますが、そのように見ております。そういうわけで、今回、現物給付ではなくて、いわゆる精算方式といいますか、申請方式、医療にかかった後に申請し、それを皆さんにお支払いするという方式をとりたいというふうに考えております。

なお、県内の状況を当然調べたわけでございますが、県内も、56市町村ありますけれども、十二、三ぐらいが学童の医療費支給事業を行っておりますが、そのいずれもそういう方式で対応している、勝浦と同じ方式で対応しているという状況でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 第4期の値上げによつての21年度決算予定はどのくらいか、また、値上げ分がどれくらい使われるのかというご質問でございますけれども、21年度の給付費の見込みは15億5,500万円を予定しております。また、値上げ分の関係の使われる方法でございますけれども、21年度におきまして、保険料を給付費に充当いたしました残金が785万5,000円、また、基金の残金が3,935万円ございまして、合計で4,720万円の基金の予定になるわけでございます。その基金を使いまして、21、22年は順当に行くと思っておりますが、仮に23年で給付費が少なかった場合には、この基金を取り崩していきたいと、そのように考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 医療給付費の関係ですが、言っていることはわかりますよ、確かに。ただ、せつかくの支給ですからね。市民の受けとめ方はどうかと言え、就学前を入院、通院ともただにしてもらった、ありがたい、今度は、来年度から小学校3年生までそれが延長されるよという見方なんですね。だから、片や現物給付で、片や精算払いということになると、例えば、同じ家庭に就学前がいて、あるいはお兄ちゃんやお姉ちゃんが小学校3年生までだということになりますと、せつかく市長がいいことをやっても、次代を担う子供たちが健やかに育つよという大義名分から、実際にそういうことを延長させていくという、非常に前向きな姿勢をとるわけですから、せつかくのところだから、若干の事務的な煩雑さ、あるいは経費の若干のプラスにしても、それがワンパックで施策として展開されるというのが一番望ましいことではないんですか。

もう一つは、どうしても精算払いという、少額の医療費については、申請書を出し、病気が治ってしまってから精算、市役所にそれを提出して、後からそれを払い戻してもらうという、それは何万とかいうことになっていけば、それはあれかもしれないけれども、1,000円未満だったら、ああ面倒くさいなということで、せつかくの制度が生きてこない。面倒くさがるほど潤沢なら、もらわなければいいではないかという理屈があるかもしれないけど、そういうものではないと思うんです。せつかくの施策なんだから、たとえ少額であっても、子供を抱える保護者の負担が軽減していくという制度にしていく、より支給しやすい、あるいは受け取りやすい制度にしていくためには、同じような現物給付が望ましいだろうというふうに思うんですが、そういうことを加味しても、消防の手当まで削っているわけですから、お金はありませんよということになるのか、どうなのか、再度、最後ですけど、お尋ねをしたい。

それから、一、二回目でご質問しなかったんですけど、介護保険の計数的な問題は、納得したわけではないけど、わかったと、理解はしたということです。ただ、もう一つの介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の関係でさっき漏らしたんですけど、これについては、国の第2次補正で介

護報酬が引き上げになったわけで、そういう中で、保険料が値上げになってしまう。そういう意味で、激変緩和措置として1,154億円、国では基金を創設して介護保険会計に投入するということだというふうに私は理解しているのだが、そうすると、介護報酬の引き上げによる保険料値上げ分のうち、平成21年度は全額、22年度は半分と、国庫負担で手当ですと、こういうことでいいのかな。この条例はそういう理解でいいのか。そうすると、激変緩和使って、要するに、来年度、4月からの年度1年間は全額国庫からくるけれども、次の年度は半分しかこない。では、3年度目はどうなんだと言ったら、2年度しかこないと思うんで、その辺がこの3年間を通した、3年3年の見直しですから、通した話になってきて、これはまた大変な事態に介護保険はなっていくかと、特に保険料と使用料の関係が、このままいったら、さっき青空天井と言ったけれども、まさに大変な状況になるだろうというふうに私は見通しているのだが、担当課としての見通しはどうか。こういう国の基金に対する投入も含めて、その理解も含めて、最後にお答えをいただきたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 医療費の問題でございます。お答え申し上げます。議員おっしゃられるように、同じ方式で行うということのほうがスムーズに見えるということは確かにあると思います。ただ、先ほども申し上げましたように、基本的にこの方々が、通院するのか、入院するのかという区分けから始まるということ、これは事務的と言え、我々は当然事務的な努力はするということでございますけど、そういう事務の問題も一方ではあります。それと、経費の問題。これは少しずつの経費でも積み上がれば大きな経費になるということで、全体の財政の状況から我々も判断してまいっているわけでございますので、そういう中から、今回は現物給付ではなくて、保護者の申請に基づいて行います。

なお、少額の場合、非常に面倒だという側面は確かに理解できるところでありますが、本制度の中で、助成の申請の中で、医療費を支払った日の属する月の翌月の初日から2年以内に申請を行えばいいという制度がございますので、少額で1回ずつ行うということだけではなくて、少し幅があるというふうに考えておりますので、その辺でうまく運用していただければというふうに思います。いずれにしろ、先ほど申し上げましたように、他市の例において、他町の例においても、我々と同じように償還払いといいますか、精算払いといいますか、そういう方式をとっているという理由の中には、今まで申し上げたような点を考慮したというふうに我々も考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 次に、乾介護健康課長。

○介護健康課長（乾 康信君） 今回の基金条例の関係でございますけれども、議員ご指摘のとおり、介護従事者の処遇改善を図るという目的で3%の交付金をいただけるという形になっております。その内容につきましては、議員ご指摘のとおり、平成21年度は改定による上昇分の全額、また、22年度分につきましては、上昇分の半額という形になっております。参考ではございますが、勝浦市の場合の21年度の交付額につきまして申し上げますが、21年度は732万3,000円、22年度は371万円、その他経費といたしまして135万円、合計で1,238万3,000円を予定しております。

また、今後の21年から始まります23年までの第4期につきましては担当課の考え方はというお話でございますけれども、今回、精査させていただきました。理論上、第4期の事業、また給付関係につきましては、できるものと考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第11号ないし議案第15号、以上5件は、教育民生常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第16号 勝浦市分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第17号 市道路線の認定及び廃止について、以上2件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、質疑に際しましては、議案番号をお示し願います。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第16号及び議案第17号は、建設経済常任委員会へ付託いたします。

○議長（水野正美君） 次に、議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算、議案第19号 平成21年度勝浦市国民健康保険特別会計予算、議案第20号 平成21年度勝浦市老人保健特別会計予算、議案第21号 平成21年度勝浦市後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号 平成21年度勝浦市介護保険特別会計予算、議案第23号 平成21年度勝浦市水道事業会計予算、以上6件を一括議題といたします。

本案につきましても既に提案理由の説明が終了しておりますので、これより直ちに質疑を行います。

なお、議事の整理上、議案第18号 勝浦市一般会計予算の歳入全般の質疑から行います。質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願います。ページ数は26ページから53ページまでであります。

ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） 一般会計の歳入ですが、私は、今回の予算審査特別委員を予定されていると思いますので、そちらに詳しくは譲りたいと思いますが、まず、歳入全般について伺いたいと思います。

私どもに渡していただいた当初予算案の概要を見させていただいているんですが、平成21年度の一般会計予算の規模は69億7,900万円。前年度に対する伸び率は3.7%で、過去5年間で最も高い伸び率となりました、こういうことですね。ここにも過去5年間の増減率が出ておりますが、17年度が前年対比でマイナス6.3%、18年度がプラス0.3%、19年度がマイナス4.0%、20年度がマイ

ナス1.9%、21年度がプラス3.7%、こういうふうなことで、この要因というのが次にありますが、学童の医療費助成事業だとか、東部漁港、いわゆる川津の漁港水域環境保全対策だとか、朝市休憩所設置事業だとか、耐震防火水槽の設置事業だとか、生活保護費の急激な伸びというようなことだとか、あるいは後期高齢者医療特別会計及び介護保険会計への繰出金の増加だとか、ずっと並べているわけですね。

しかし、予算規模が増えたのは、これらの新規事業なり、あるいは既定の義務的経費の、不景気な中での全国的な傾向での扶助費、生活保護費の急増、私、一般質問で、前年対比で25%増ということを数字の上から見たわけですけど、それらが増えた。しかし、これだけ膨らませたということは、その財源の裏打ちがあるからできるわけで、歳入でそれだけ財源手当てがあるからできるということだと思えます。そういう点で、勝浦市の財政を、一番不景気なとき、一般的に言えば、財源不足に陥る、単年度ではもう赤字になってしまう、県財政みたいだね。しかも、今、この時期、一番、法人税の税収を初めとして、税収の減収が見込まれるということが全国的には言われているときに、5年間で一番伸ばしたということについての、みずから予算編成した市長の来年度に対する構え、よく伸ばしたと私は思うんだが、そういう点について、どういう構えでやられたのか、財源の見通しがなければできないんで、そういう点について伺いたいと思います。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今回は、やはり国の交付税の増額、そして現代のいわゆる世論の高まりで、政府の地方に対する手当てが予想以上に増えたというところに負うところが大きいです。自主財源で賄うことはやはり非常に厳しい情勢であるということは、いささかも変わりがないというふうに考えております。したがって、来期に対する私たちの準備も、財政調整基金を若干なりとも持っていかなければ、来年度の対応に苦慮するであろう。そういう意味で今期も見通しを行い、また、予算編成を行ったわけです。詳しくは担当課長のほうから説明いたします。以上で概括的なものは終わります。

○議長（水野正美君） 次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。平成21年度の当初予算が前年度に対比いたしまして2億4,800万円、率にして3.7%増ということになっておりますけれども、その主な理由、ただいま市長が申しあげましたように、国の交付税等も今の経済情勢にあわせて、国も多く交付する見込みということで、市におきましても、交付税が伸びると見込んで計上いたしました。

歳出のほうですが、概要版でも書いてありますとおり、新たな事業といたしましては、学童医療費の助成事業、あるいは勝浦東部漁港川津地区の漁港水域環境保全対策事業、朝市休憩所の設置事業、新規事業はもちろん、主な事業だけでも8,000万円ほど歳出で伸びております。さらには、事業の拡充によりまして増額した事業、小学校全校への児童体外式除細動器の設置とか、あるいは放課後児童健全育成事業でかつうら第2放課後ルームの開設、これら主なものだけでも、確立した事業で1,500万円ほど伸びております。

そのほかに、その他の要因といたしましては、大きいのでは、ごみ処理施設の老朽化に伴います改修工事費、これは前年度と比較いたしましても、ごみ処理施設だけでも3,000万円ほどの工事請負費が伸びておりまして、また、し尿処理施設におきましても、前年対比約800万円ほど修繕料が伸びていると、こういった複合的な要因がもちろんございます。新たな事業、あるいは拡充、その他の要因等で伸びているということでもありますので、本来ですと、例えば建設事業等で億単

位の工事費が計上されて、前年度対比伸びたというのが一番理想ではありますが、今年度、21年度予算につきましては、ただいま申し上げましたように、新規事業、拡充事業、それと、そのほかの要因といたしまして、公共施設の老朽化に伴います対策、それともう一つは社会保障費の伸びということで、生活保護費、介護保険特別会計への繰出金等、これらの社会保障費の伸び、総合的な伸びの結果が2億4,800万円の増、3.7%の増に至ったということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） この概要で、3ページなんですけど、中ごろに、平成21年度の財政見通しは、歳入の根幹をなす市税収入が固定資産税の評価替えに伴う減額や、景気悪化の影響で法人市民税の減収が懸念される所であり、一方、歳出においては、既発の臨時財政対策債の償還開始に伴う公債費の累増、学校施設耐震化補強事業の実施を初め公共施設の老朽化の対応や特別会計に対する繰出金の増額など、財源不足は平成20年度予算以上に拡大するものと予測しますと、こう言っている。では、その前段の20年度はどうだったかという、20年度、もうほとんど締めに入っているんだが、20年度の財政状況は、地方再生対策費の創設等に伴って、普通交付税が当初予算計上を1億1,884万3,000円上回ったものの、留保した繰越金は数次の補正予算に費やし、底をつく見通しであり、景気の急速な後退によって法人市民税を初めとする市税の減収が見込まれ、また歳出においても扶助費の増額が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況にありますと、こう20年度を、もう決算見込みは終わっていると思うんで、ほぼこれが決算の見通しだと思えていいと思うんだが、20年度をこう見ている。

ところが、21年度は、財源不足が平成20年度予算以上に拡大するものと予測しますと、こう言っているんだね。これは何だということなんです。その下の括弧で、枠で囲んで1、2とあって、2に市税等歳入の確保とともに、こう言っているんだけど、私は歳入と歳出を分けて話すのはなかなか難しいんだけど、それはそれでいいんですけど、議事進行上やむを得ないんだが、その次のページの5ページの歳入総額の円グラフ、市税が31.9%、全体の歳入の率を占めているんだが、そうすると、当初予算ではこうなんだけれども、最終21年度決算においては、市税収入の率合いをもっと、徴収率を強めるとか、あるいは何とかということで、市税収入の率を上げていこうというのが、この囲い書きで書いている歳入の確保ということなのか、あるいは当初予算で計上した歳入は何としても市税はこれを下がることはなく、徴収率が上がることはあっても絶対に下げないんだという、そういう意味なのか。そういう点についてもお尋ねをしておきたい。

いずれにしても、20年度よりも財源不足はもっと厳しくなるよと、こう概要で言っているんだけれども、その割にはかなり財政調整に、せつかく20年度で投入したものをまた引き上げて、財調基金に返してみたり、あるいは繰越金を入れてみたり、持っていないと不安だからなんてことで、かなり潤沢さが私は、そんなざぶざぶはないのはわかっているんだけど、勝浦市の財政としては近來になくあるではないかということをお願いしたいんだが、その点についてお聞きをしておきたい。

あと、財政再建計画での類似団体の下田の関係とか、あるいは10年間の歳入の経緯だとか、そういうのは予算委員会に譲ります。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。概要版3ページに示してあります20年度の財政状況、あるいは平成21年度の財政見通し、これにつきましては、平成20年11月に方針を決定いたしました勝浦市の21年度当初予算編成に対する方針でございます。確かにこのときの見込みですと、20年度、繰越金はほぼ全額底をつく見込みだと。さきに提案いたしました3月補正予算ですべて繰越金を使い果たしております。

21年度の財政見通しにつきましては、さらに悪化していくと、この11月時点では見込んでおりました。その後、地財計画等で交付税を増やします、あるいは市税収入におきましては、市民税そのものはもちろん減となっておりますけども、2月ですか、特別土地保有税、これが1億3,725万円ほど入ったということで、この20年11月の予算編成方針決定の後に財源的な見直しと申しますか、新たに財源が出てきたということもありまして、ここで言う当時の方針ですと、20年度予算以上に拡大すると。20年度は福祉基金1億円を繰り入れて予算をつくる状況でしたので、当初、財政当局といたしましては、そのようなことも視野に入れながらこの方針を決定したということですので、当時と若干、国の施策等によりまして、歳入も変わってきたということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○5番（中村一夫君） 歳入の41ページ、社会福祉費委託金の国民年金の関係で、関連でお聞きしたいと思っております。社会保険庁では、年金記録問題、差し当たり年金特別便等に関する処理等で現在大変な状況であるというふうに考えますけれども、国民年金を扱う市でも、最近まで納付事務も扱っていたということもあり、通常の事務のほかにもいろいろな対応を迫られている現状だと思っております。そこでお聞きしたいのですが、社会保険庁では、これらの対応の1つとして、市町村の被保険者台帳との突合を行うということなんですけれども、既に行っているのか、それとも、これから行うのか、まず、その辺についてお聞きしたいと思っております。

それから、この台帳なんですけれども、納付事務が現在、社会保険庁ということで、現在、その納付記録等はこの台帳に掲載されているのか、それともまたほかの電子データ等で管理しているのか、その辺について、2つ目はお聞きしたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） お答えいたします。台帳との突合につきましては、私の聞いている範囲では、現在、市町村で保管をしております、俗に言う紙データの記録を吸い上げて、それによって整備のほうをしたいというような形で聞いております。今のところ、詳しい段取りにつきましては、承知をいたしておりません。

それと、あと、データ管理でございますけれども、基本的には、現在、勝浦市で、過去、平成14年ですか、分権一括法の関係で市町村から国に納付関係が返ったという形になっておりまして、その前で市が管理しておりました台帳につきましては、現在、市のほうで保管をしております、

そのデータにつきましては、紙ベースで保管はしております。また、その記録については、当然に社会保険庁のほうで吸い上げてデータに記載されているはずですが、先ほど議員おっしゃいましたように、データ記録の管理で問題が起こっておりますので、それをさらに点検をしているという状況だと思います。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○5番（中村一夫君） そうなりますと、突合なんですけども、紙の台帳でやるということなんですけど、今後、今、わかっている範囲で、そういうのはどこでやるのか。例えば、社会保険庁がこっちへ来てやるのか、その納付記録の台帳をどこかに持って行ってやるのか、まず、その辺についてお聞きしたいと思います。

それから、これはわかったらいいんですけども、収納事務が社会保険庁に移っているということなんですけども、移った後、移る前と、検認率というのか収納率というのかわかりませんが、その辺の状況について、こう変わったとかいうのがわかればお聞かせいただきたいと思えます。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。関市民課長。

○市民課長（関 利幸君） 台帳突合でございますが、これにつきましては、社会保険庁のほうで吸い上げるという形で聞いておりますので、何らかの形で紙ベース、私のほうが直接届けるか郵送なのかは別といたしまして、そういうものを提出いたしまして、それによって社会保険庁のほうでデータの突合を行うということであろうと考えております。それと、検認率の関係でございますけれども、議員ご指摘もございましたように、全国平均でございますが、昭和48年当時は検認率も95.7%ということで、非常に高い数値を示しておりました。その間、経済情勢、また意識の問題等々、いろいろあったと思えますが、現在におきましては、これは全国ベースでしょうけれども、6割から7割のようなお話を伺っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。中村一夫議員。

○5番（中村一夫君） 一般の市民の話なんですけども、年金特別便により未納期間があったということで、社会保険庁へ確認した方がおりました。しかし、未納だということで、ほかに調べる方法はないかねという話がありまして、私は市のほうで納付記録が台帳にあると思ひまして、そういうのがあるよということを教えたんですけども、今後、そういった問題がいろいろと出ると思ひます。既に出ていると思ひます。市でもそんなような相談をできるんだというような広報周知とか、また、社会保険庁との連携を深めまして、相談窓口の充実を大いに図ってほしいというふうに思ひます。要望して終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって一般会計予算歳入の質疑を終結いたします。

続きまして、一般会計予算歳出全般の質疑を行います。質疑に際しましては、事項別明細書のページ数をお示し願ひます。ページ数は54ページから193ページまでであります。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） 99ページの生活保護費について二、三お尋ねいたします。今回、21年度の当初予算書を拝見させていただきました。私、一番目についたというのが、先ほど児安議員からも話がありましたけど、前年度当初予算に対して8,800万円の増という形で3億8,160万円の計上と

なっています、この生活保護費なんですけど、今、いろいろ、世間的にも大変な問題となっておりまして、朝日新聞にも県下の状況という形で報道されておりましたけど、国において、平成7年以降ずっと増加傾向にあり、昨年秋口から急激な形で生活保護費が伸びているという実態がございます。今、全国で165万人を超えると。そして、保護費の総額は2兆6,000億円に伸びていると。今年度の1月、前年同期と比べると、約1.5倍にもはね上がっているという状況下において、当然、本市においても急激な伸びのこの予算計上をせざるを得ないというのは、ある意味、いた仕方ないのかなというふうに私は考えております。

本市の数字に戻してみますと、平成19年度決算では3億1,686万円、150世帯で219人だったのが、平成20年度は、この3月には補正出ませんでしたので、20年度の12月、4,200万円の補正を受けまして、総額で3億7,824万円、これが大体、決算見込みの一応、数字となっております。それを受けて今回の3億8,160万円という予算計上になったと思うんですが、福祉課長にお尋ねいたしますけど、直近の世帯数、人数、その辺、おわかりでしたら、お示し願いたいと思います。

それから、今後、どういう見通しの数字になっていくのか、その辺もしおわかりでしたら、お聞きしたいと思います。

それと、この数字がやはりどうしても市の財政の硬直化、そして100%に近い経常収支比率、こういうものにもすべて影響してくる数字だと私は思っておりまして、今回、この生活保護費に関しまして、国の法律に対しても非常に合点がいかない面がございます、生活保護法第1条を読んでみますと、国の責任という形で示してあるんですが、75条を見ると、国の負担は4分の3にするという、こういう形で、市の負担が4分の1と。そのほかに、交付税の算入で対応できるという形もありますけど、とりわけ4分の1は市が負担という形で明記されていますけど、生活保護法を考えてみますと、これは本来、国の責任というものをうたってあるんなら、やはり10分の10国が持つべきものではないかなというふうな、私は見解を受けるんですけど、それもあわせてもしご答弁いただければありがたいと思います。1回目の質問はこれで終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 生活保護の関係でご答弁申し上げます。議員ご質問にあったように、確かに今、生活保護の問題、派遣切り、雇用どめというような社会状況、あるいは経済状況が非常に悪い中で、生活保護世帯が増えているという実態が報道されております。世帯数で言うと、全国で116万8,000強の世帯、千葉県でも、1月末現在で3万8,000世帯を超えたという報道がされました。こういう中で、本市では現在どういう状況かといいますと、直近で1月末現在ということでご承知いただきたいと思いますが、20年度の1月で、世帯数につきましては167世帯、人員につきましては、世帯員ということでございますが、227人ということでございます。

それと、もう一点は、生活保護法との兼ね合いでございますが、確かに国が4分の3、市町村が4分の1という負担構造になっております。議員おっしゃられるように、国民ひとしくという観点からすれば、本来、国の責任でやればよいという議論が昨今、非常に多くなってきております。特に雇用の問題が厳しくなっている中で、非常にそういう議論がされていることは認識しております。生活保護世帯が増えれば、それについては、さまざまな扶助を行う。生活費、あるいは住宅費、医療費等の扶助を行うという中で、連動して市町村の負担も増えるということであり

ます。それと、1つ飛ばして申しわけございませんが、今後の見通しということでございますが、全

体的には、全国的に言えば増えている傾向ということで、特に企業城下町と言われるところについては非常にその割合が高くなっているということがあります。場所によっては相当な増加率という報道もありますけども、現在、勝浦市の見通しというのは、正直どの程度出てくるのかというのはわかりませんが、少なくとも、いわゆる派遣切りとか雇用どめとかと言われる方々の相談は、現在のところはございません。

ただ、現在受けている相談件数が3件ございます。このうちに生活保護につながるかどうかというのは今後の問題でございまして、一定の収入があれば、当然、生活保護の受給権はないということでございまして、その辺を十分見極めてやっていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。八代一雄議員。

○14番（八代一雄君） ご答弁ありがとうございました。福祉課のもとで生活保護費に対する事務事業を行っているんですが、きちんとした認定のもとで行っているという前提でお話ししますけど、ここまで急激に増えてくると、今、ケースワーカーが2人で行っているというふうに把握しているんですが、こうやって急激に伸びてくる状況下において、果たして2人で対応できるのかなという疑問を持ちます。そしてまた、ある側面、生活保護者に対しての自立支援、こういう問題に果たして2名の担当で用が足りるのかなという、そういう危惧も受けますけど、その辺の状況、2回目の質問としてさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。田原福祉課長。

○福祉課長（田原 彰君） 現在、勝浦市の生活保護世帯は、先ほど申し上げましたとおりでございますが、これに対して、ケースワーカーが2名おります。それで、地域分けをしまして、それぞれのエリアを決めて対応しているという状況の中でございます。もちろん、それぞれ訪問をし、状況を把握し、今後の自立支援につなげていくというのが法的な趣旨でありますので、そういうことで、必ずしもすべてそれが自立に向かかというのは、非常に困難な問題もありますけども、一応、ケースワーカーとして、そういう対応を図っていく。現在のところは、確かに多くの人がいれば、それだけ頻度が高くなる。いろんな自立に向けたこともできると思います。現在、特に回っていて大きな支障というのは聞いておりませんし、適切に対応しているというふうに考えております。

それと、自立支援の対応については、いろんなケースがございまして、非常に勤労意欲をなくしてしまわれる方も、いろんな状況の中でおるということを少しでも自立の道につなげたいということで、私も直接そういう方とお会いしてお話しする、ケースワーカーは当然、毎月のようにやっておりますけども、定期的にそういう自立支援への指導等を行う、あるいは生活指導を行うということで、今後も引き続き対応してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） どっちかという、これは歳出のほうの範疇かなと思うんで、あえて議長にお許しいただきたいんですが、まず最初に、債務負担行為についてお聞きしたいと思います。ページ数は歳入よりも以前の6ページなんですけど、お願いをしたいと思います。

今回、債務負担行為が総合計画策定事業、期間が平成22年度、農業近代化資金利子補給が平成22年度から返済終了の年度まで、以下、漁業近代化資金利子補給の債務負担行為、それから中小

企業資金融資利子補給、22年度から、最後の中小企業資金融資に対する損失補償、これだけが平成21年度から返済終了の年度までとなっているので、単純な質問なんですけど、債務負担行為なるものはあえて平成21年度の予算書で、22年度以降の負担行為を計上しなければならないのか、端的に言えばそういう質問なんですけれども、その点についてお願いをしたいというのが1つ。

それから、前後してしまうんですけど、歳出の最後の給与費明細書に関連して、人件費なんですけど、勝浦市の行革大綱2005の中で、人件費の抑制ということで、行革大綱の15ページ、定員適正化計画の策定ということで、平成22年度までの、17年度からの計画が出されています。全体として、総職員277名を計画内に26名削減して251名とし、うち普通会計職員は24名削減して209名とすると、こういうことなんですけれども、そういう計画のもとに毎年、新規採用というのは、原則その定員の枠内で、定年退職の欠員に対する後補充以外は採用しないよということの原則が貫かれていると思うんですけど、ただ、そう極端な話でないにしても、定員削減という触れ込みの中で、あるいは新規採用抑制という中で、中長期的に見て、あるいは長期的に見て、その職員構成がどうなっていくのかということが、やはり危惧されるわけですね。

新聞報道やテレビなんかで見ると、矢祭町というところは、議員定数も半分に減らしているらしいんですけども、ばかなことをやっているんですけど、職員定数もがぼっと減らして、将来的には若い職員がほとんどいなくて、定年退職直前の職員だけで構成されてしまうような、中長期的に見ると、そういう職員の年齢構成になってきてしまって、行政そのものが場合によっては立ち行かないような状況があらわれてしまうという方向が見えて、何てまたひどいことをするもんだというふうに見てたんですけど、勝浦市の場合、2005に基づいてやっていき、中長期的に見て、どういう構成をイメージしているのか。現時点では、まず第一に、年齢構成、20代、30代、40代、50代と、全職員に占める率合いはどのような率合いで、今、勝浦市の職員の年齢構成はなっているのか。

それから、給与体系から見て、どの辺のところが一番膨らんでいて、どうなっているのか。要するに、人口構成でよく逆ピラミッドだとか、ピラミッドとか、あるいはだるま型とか、ひょうたん型とか、いろいろあるんですけども、どういうことになっていっているのか。私はやはり、むやみやたらに職員を削減すればいいというだけの問題ではないと。私はやはり行政がスムーズに運営されていく、それはひいては市民の行政需要にどうこたえるか、市民の福祉にどうこたえるかにかかわってくるので、そういう観点から、現状と将来見通しについて、その点についてお尋ねをしておきたい。

3点目は、公債費の関係なんですけど、公債費の比率が、今年度、21年度は9億5,144万4,000円計上で、13.6%の構成比率になっていますね。前年度で言うと9億6,233万5,000円で、当初ですけど、構成比が14.3%。一応、前年対比で1,089万だから、1,100万ばかり、前年対比で公債費の構成比も絶対額も減ってきているんですけど、この辺の将来的な見通しですね、将来的といっても、ここ数年の見通し、これについて、どういうふうに見ているのか、その点について、お尋ねをしておきたい。

さっき歳入でも言いましたけれども、財政健全化計画の中で、勝浦市は類似団体の下田と比較をして、いろいろ指数を出しているのが、この財政健全化計画なんですけど、こういう中で、財政力、あるいは財政構造の弾力性、その計画によれば10ページに出てるんですけど、公債費負担の健全度、あるいは定員の適正度、給与の適正度で、ほぼ下田と一致した菱形になっていて、ど

こかが1つだけ突出しているという形にはなっていない。言ってみれば、それなりの健全度というか、均衡のとれた諸指数になっておるのだが、平成20年度の決算からいよいよ連結決算の一般会計、特別会計、企業会計を含めた連結決算を総務省に報告しながら、その健全度を図られて、もし万一、健全度を損なうような指数が出たら、即国からの厳しい介入が襲ってくるわけですけど、そういう観点から見ても、どういう、ここ数年の見通しを持っておるのか、その点についてお尋ねをしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） それでは、私のほうから3点お答えを申し上げます。

まず、1点目の債務負担行為の関係でございますが、予算書の6ページに5件の債務負担行為を設定させていただいております。このうち1件目につきましては、総合計画策定事業ということで、平成22年度の期間としております。この総合計画策定につきましては、21年度と22年度、2カ年行うわけですけども、地方自治法第214条の規定ですと、債務負担行為は歳出予算の金額、あるいは継続費の総額、または繰越明許費の金額の範囲内におけるものを除くほかと、地方公共団体の債務を負担する行為をするには予算で債務負担行為として定めなくてはならないということで、21年度分につきましては、予算に計上してありますので、あえてこの期間としては21年度分は含まないと。22年度、来年度につきましては、予算措置してありませんので、債務を負担するというので、今回、この債務負担行為を設定いたしました。

なお、その下の農業近代化資金利子補給、あるいは漁業近代化資金利子補給、それと中小企業資金融資利子補給、これにつきましては、既に総合計画と同じように予算上で利子補給の予算、21年度見てございます。ですから、22年度から利子補給、資金融資を受けた方の償還期限までが期間というふうにここに計上しております。

なお、一番下の中小企業資金融資に対する損失補償につきましては、もう既に21年度から適用すると。この損失補償は予算は見ておりませんので、21年度から適用するというので、今回、設定をさせていただきました。

なお、当初予算の提案理由の説明の中でも、漁業近代化資金利子補給等につきましては、従来からやっている事業でありますので、本来は予算書の中で債務負担行為を設定いたしまして、調書のほうに毎年その経過を記載すべきところを、勝浦市は今まで行っておりませんでしたので、今回、改めて農業近代化資金利子補給関係、それと、あとは、経緯につきましては、予算書の188ページ、これは今まで債務負担行為を設定したものの、前年度末までの支出額、または支出見込みの額等を表にしまして掲載をさせていただいたと。これは地方自治法施行令に基づく書式で示したものでございます。そういったことで、21年度分につきましては、予算措置してあるので、その分は含まないということでございます。

続きまして、2点目の公債費の関係でございますが、将来的な見通しということでございますけども、私どものほうの現時点での推計で申し上げますと、臨時財政対策債が非常に大きなウェートを占めておりますけども、21年度、22年度、これから先の見通しですが、25年、30年ぐらいまでは減り続けていくというふうに見込んでおります。これは推計上、実際に歳入の地方債、これをどれくらい借り入れるかによっても推計が変わってきますけども、大体、毎年5億円ずつ地方債を起こしたとした場合で、平成30年度ですと、公債費、約70億円というふうに見込んでおります。これから先、公債費につきましては、どういう事業を行うか確定してありませんので、あ

くまでも毎年5億円くらいの地方債を起こした場合として推計をしております。そうしますと、平成30年には70億800万円ほどというふうに見込んでおります。

続きまして、財政健全化法に伴います比率の関係でございますけれども、19年度の決算から公表するというふうに法律で義務づけられておりまして、その後、20年度決算からは、いろいろ規制がございまして、この指標に応じて、もし数値が悪い場合につきましては、財政健全化に伴います各種計画をつくらなくちゃいけないという義務づけが20年度決算から措置されているということですが、勝浦市の場合ですと、19年度決算におきましては、実質赤字比率並びに連結実施赤字比率ともに該当しませんでした。実質公債比率は12.3%、将来負担比率が162.5%ということで、いずれも早期健全化基準内ということでございまして、これが平成20年度以降どうかというふうな見通しでございますけれども、20年度の決算見込み、現段階で申し上げますけれども、実質公債比率につきましては、19年度12.3%に対しまして、20年度の見込みですと12.4%と見込んでおります。それと、将来負担比率につきましては、19年度決算が162.5%だったものが、20年度決算見込みですと136.7%というふうに見込んでおります。

なお、それ以降、平成21年度決算、あるいは22年度決算につきましても、それほど大きな差は出ないものというふうに見込んでおります。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） それでは、行革、特に定員管理の関係についてお答えを申し上げます。議員ご指摘のように、市では現在、定員適正化計画、平成22年までの計画に沿った中での人員の削減を行っております。計画では22年までに普通会計で209名となっておりますが、この計画を立てる段階で、議員ご承知のように、非常に厳しい財政状況の中で、市民要望に少しでもこたえるには、それなりの財源の確保がどうしても必要であります。特にその中の内部経費の最たるもの、これが人件費でありまして、約27%ぐらいっておりますが、その人件費を少しでも削った上で、その財源を市民要望に当てられればというのが基本的な考えであります。そういう中で、ここ5年ぐらいですか、大幅な人員削減をやってまいりました。

その結果ですが、現在の職員の年齢構成でありますけれども、20代が約20%、30代が約30%、40代が約30%、50代が約20%というような形になっております。給料関係の、いわゆる級別の人員関係もほぼそれに沿った形になっておりまして、形的には菱形といえますか、そういうような年齢構成、あるいは給与構成になっております。

それがいいか悪いかは別にいたしまして、職員の関係につきましては、内部経費の削減は先ほど申し上げましたが、もう一つは、どうしても住民サービスの低下を懸念する声がございます。市長からも指示を受けてあるところではありますが、職員削減等を検討するに当たっては、単に退職の欠員補充を抑えるというだけではなくて、住民福祉とか、環境とか、衛生とか、介護とか、住民に直接関係ある部分については、それぞれの現課の要望を聞いた上での人員配置をするということを基本にやってまいりました。

先ほど例を出されました福島県の矢祭町、合併をしないまちづくりの先覚者ということで随分騒がれておりますが、あの形が決していいとは私も思っておりません。職員に非常に過重な負担がかかっておりますし、その辺は適正な人員配置というのは今後も必要だろうというふうに思っています。中長期的な観点に立ちますと、単に削減するのではなくて、ある面では民間委託も必要でありましょうし、ある面では組織の見直しも必要であるだろう。そういう中で、少しでも職

員の意識の改革ができた上で、必然的な結果として人員削減がされていく、結果的に人件費の削減がされていくということが一番望ましい姿なのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） そうすると、債務負担行為については、平成で言えば21年度は予算化していると。それ以降、22年度以降は、もちろんまだ予算化していないので、ずっと債務負担行為は続いていくから、それは21年度の予算書の中できちっと債務負担行為が位置づけられていなきゃならないんだと、本来、だから計上してあるんだと、こういう理解でよろしいのか、もう一度答弁いただきたい。今まで、この辺、私の記憶では、うっかりしたかどうかわからないけど、これは初めてかなという気がしたので、ちょっと聞いたままでんですけど、お答えをいただきたい。

それから、起債の関係ですが、そうすると、平成21年度末の起債残高は、見込みで75億8,500万円で見込まれているんだけど、そうすると、この21年度末残高見込み75億8,500万円をベースにして、今後、22年度以降、仮に5億円ずつの起債を起こしても、平成30年度には70億円ぐらいに起債残高が減るよと。つまり、毎年5億円ずつ市債を起こしても、30年度には残高としては70億円ぐらい、現時点から見ると5億8,000万円ぐらいは減っていくよと、さっき漸減すると言ってたんだから。そういう見方でいいのか。その辺について、お尋ねをしたい。

それから、人件費の関係なんですけど、説明はよくわかった。ところが、人員構成と給与額の構成比率は大体照応していて、菱形というか、ビヤだる型だと。20代が20%、30代が30%、40代が30%、50代が20%。そうすると、30代後半から40代にかけてが一番ビヤだるの出っ張った、言ってみれば、おなかが一番太っているところだと思う。今の採用条件でいけば、定年退職が、要するに高額給与者が減っていくんだけど、同時に、例えば、3人とか5人とか、あるいは管理職と一般職入れて毎年どのぐらい退職が出ていくか、大した人数じゃないんだけど、しかし、その辺が減っていく中で、最低、退職後補充だけするよという方針だとすると、真ん中膨らんだところがぐっぐっ上がって、退職時に差しかかったときに、どうしたって逆ピラミッドになってしまうだろうと。今までだったら、後補充プラス何がしかの採用をしてたんだよね、従前は。それでもって新規採用の新卒者を入れて、行政の教育をしながら、それがだんだんベテラン行政マンになっていき、市政を支えてきた。長期的に見たら、その辺の危惧がありはしないか。ある時期、ずどんと頭でっかちになるのではないか。だって今、菱形になっているんだから、この出っ張りの部分が退職に近い部分になっていったら、しりつぼみの、こういう逆三角形の形の職員構成になりはしないかというふうに思うんだが、その点についてはどうなのか。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。まず、債務負担行為の関係ですが、議員ご指摘のとおり、21年度分については予算措置してありますので、それは含めずに翌年度以降ということで、22年度からの債務負担をする意味での計上でございます。

それと、公債費の関係ですが、先ほど私、30年で70億円というふうに申し上げましたけれども、大変失礼いたしました。これは歳出で言う11款の公債費の額でございますけれども、平成21年度予算計上額が9億5,144万4,000円です。これに対します平成30年度の見込み、これが毎年5億円ずつ借り入れた場合7億850万円ほどと見込んでおります。ですから、今、9億4,000万円ほどが7億円に下がるということになります。

それと、地方債残高ですが、残高につきましては、今回の予算書の192ページに記載してござい

ますけども、これは前年度末残高、平成20年度末残高の見込みということで、現時点ですけども、79億6,476万円というふうに計上してありますが、これが平成30年度の見込みですと、60億7,400万円というふうに、現在の推計ではそのように見込んでおります。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君） 人事管理上、今、議員ご指摘のようなことが、このままいきますと起こる可能性はあります。いわゆる菱形から、そのまま上がりますと、逆ピラミッドというような形になりかねません。これは人事管理上からいっても決して適切とは言えませんし、問題が多く残ってきます。ある程度、ここ5年ぐらいで定員適正化計画に沿った人員の削減は行ってきました。組織の見直しも一部行ってきましたけれども、今後、これらを検証した上で、これから5年、10年、長期的な人事管理を行う上で、退職者についての採用をどのくらいするかというものは、事務量とか、組織の見直しとか、いろんなことをやった上で考えなくちゃいけないと思います。ただ、過日、実態を内部で検証したわけでありましてけれども、ほぼ、ぜい肉といいますか、ある程度スリムになってきた感がございます。人員を減らすのが目的ではありませんので、一つの手段として行ったわけでありまして、今後につきましては、それを踏まえて、適正な人事管理については、適正な職員の雇用等もあわせて検討していく必要があるというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。児安利之議員。

○10番（児安利之君） では、もう一度、財政の確認ですが、予算書で言う公債費について、本年度は9億5,144万4,000円の計上だと。それで、今年度以降、公債費については漸減していく傾向にありますよと。その減り方は、これは21年度だけけど、22年度以降、仮に新たに5億円程度の市債を起こしても、平成30年度ごろには、この公債費については9億5,000万円から7億円前後に、仮に5億円ずつ起こしても、公債費は7億円ぐらいで済んでいくだろう、こういう推測ですよと、こういう答弁だったと思うんだが、それでいいのか念を押したい。

それから、人件費については非常に大事なところで、私と総務課長と認識が一致したんだが、やみくもにやっていないのは承知しているが、ただ単に目先で減らせばいいってものではないんだというところを私はわかってもらいたかったんで、あえて言ったんですけど、やはりこの辺は、特に中期的、長期的に見たならば、行政というのは一つの城、勝浦城ですから、城は人というぐらいで、人は職員ですよ。市長でもだれでもなくて、一般職員が城を支えているんで、その職員の構成がどうなっているのか、熟達した行政マンがどれほどいるのか、あるいは市長がよく言う市民が主人公だという認識に立った、そういう理念に立った職員がどう定着しているのか、これが行政がうまくいくかいかないかの私は重要な分かれ目だと思うんで、そういう点で、将来、そのことも含めて考えなきゃいかんと、こういうふうに総務課長言っているんで、それでよしですが、最後に、やはり締めくくりは市長の答弁をいただいとおかないと寝つきが悪いんで、ぜひお願いしたい。以上です。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。最初に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君） お答えいたします。公債費の関係でございますけども、推計する上で、先ほど私、毎年5億円ずつ借り入れというふうに申し上げましたけども、細かく言いますと、平成21、22年度につきましては、第4次実施計画で見込まれた事業を踏まえての公債費、地方債ということで、ほぼ4億9,000万円、あるいは5億7,000万円、多少前後ありますが、ほぼ25年度ま

では4億円から5億円の間でございます。26年度以降は毎年5億円ずつ借りると、事業決定していませんので、あくまでも推計です。そうした場合に、公債費が今の9億5,144万4,000円が7億850万円ほどに下がっていくというふうに推計しているということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 寝つきのいい話になるかどうかわかりませんが、私が常に思うことは、人事の構成上、ドーナツ現象があってはいけない。どこかに空白ができてしまうと、そこで組織全体が弱くなって、期待にこたえられなくなる。それだけは絶対に避けなければならないし、そういう意味で、これから先の採用人員数、そして職員の能力の開発は、今まで以上にやっていく必要がある。そして、例えば、2人分の仕事を1.5人で消化でき得る能力を持った職員に育て上げるのが、これからの行政の一つの課題であろうと。そして人事の構成上、スムーズに次の世代に移行できるような体制づくりにそれがつながっていくであろう。そういうことを常に考えておりますので、おおむね総務課長がお答えしたように、常に総務課、あるいは副市長、私とで調整を図りながら、人事については心していきたい、そう思っております。終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） ページ数は125ページです。15節工事請負費2,760万円計上されております。これは朝市の休憩所設置工事費でございますが、朝市通りと思いますが、場所と建物の内容についてお尋ねいたします。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。鈴木観光商工課長。

○観光商工課長（鈴木克己君） 朝市休憩所設置工事についてお答えします。朝市につきましては、トイレがない、観光客が来ても休むところもないということがかなり前から言われておまして、朝市運営委員会、これは勝浦区のほうで運営しておりますが、そういうところでも土地を探したり、また、トイレを、今、実は2か所あるんですが、非常に老朽化しておまして、朝市客も観光客も増えている中で、どうしても設置が必要だということから、これまでもいろいろ場所等について苦慮してまいりましたが、昨年度、またそういう話が出たとき、朝市の仲本町通りになりますが、高照寺のあるほうの通りでございます。

そこに千葉市の岡部壽子さんという方が土地を所有しておまして、30年ほど空き地になっております。そこに岡部さんの住宅、これも30年ほど建つ住宅なんですが、建ててから一回も人が住んでいないものがありまして、そのところについて、地元の方等が、ここを交渉してみたらどうだということで、千葉市のほうに赴きまして、岡部さんに実情を話したところ、快く、市のほうの観光で使っていただくんであれば寄附しましょうということで、その話が整いまして、現在では既に寄附のほうを受けた状態です。

昭和48年の建築ですが、1階が24.84平米、2階が20.7平米の、ほとんど総2階の家がございます。岡部さんのほうから言うには、その家を活用した上でのごとくであれば寄附をするという条件がついておまして、面積的には1階で24.84平米ですので、そこにトイレを設置をしたいということで設計をしてみましたところ、男子トイレで小が2基と、大を1基つくって、あと、女性トイレを2基、それと、多目的トイレということで、車いすも入るし、子供のおむつ着せ替えもできるようなスペースをとって、大体24.84平米の中にそれがおさまるとということで、現在、設計をしております。

地元の方も、最初に行ったときには、ここにトイレかよと、言い方は悪いですけど、そういう話も実はありました。総論ではトイレは必要だけど、実際に地元に入ると、トイレをここに作られちゃ困るなという意見もありまして、勝浦区の区長と朝市運営委員会の方とも相談して、地域の方に対しての市の考えを説明させていただきました。その結果、地域のほうも、ある程度の条件がついて、やむを得ないだろうということで、実は、トイレをつくるのではなくて、前面に土地がありますので、そこは朝市に来た方など、お年寄り等もいますので、休憩所をまずつくりたいということと、休憩所に合わせたトイレを設置したいということで了解いただきまして、現在設計を進めております。建築につきましては、この予算が通り次第、来年度早々に建築をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。高橋秀男議員。

○11番（高橋秀男君） ご丁寧なご答弁をいただきまして、ありがとうございます。ご承知のとおり、400年という伝統を誇る朝市ですので、観光客は結構平日でも来ております。私もたまたま訪れたときに聞かれるのが、無料休憩所とトイレでございます。現在、トイレは1カ所あるように見受けられますが、このトイレにつきまして、出店者の方々は、特に女性がほとんど90%ぐらいで、農家の方が多いんですが、やはり昔ながらのござの上での商売ですので、冷えがきて、結構トイレが必要なんだと、よく聞かれます。ですから、非常に喜ばしいことだと思うんですね。観光客の方にもいいし、出店者の方にもいい。長年の願望だったと思います。非常に喜ばしいことと、まず安心しているところでございますが、この後の問題は、やはり入りやすいトイレといえますか、俗に言いますと、きれいなトイレを今、結構みんな望んでおりますね。そういう関係から、設置されました以上、そのような維持管理ができますよう、心から願望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） ページ数が161ページの社会教育費の中で、あじさい号についてちょっと伺いたいと思います。と申しますのは、きのうだったか、街に行きましたら聞かれたもので、端的に伺いたいんですが、ディズニーランドに孫が行くということであったんですが、バスの運航時間が朝8時半から、夜5時には帰ってこなくてはいけないんだよと。大多喜の車庫に5時半までに帰らなきゃいけないし、運転手さんは鴨川だから、時間どおりに運行してもらいたいと。少しは時間のほうが何とかならないのかね、そういうことを聞かれたもので、あじさい号の利用規則の第7条を見ますと、確かに8時半から5時というふうになっていますが、たまたまと申しますか、あじさい号の細かい資料を拝見させていただきますと、中には時間外がついているんですね。市内の時間外が6,300円が8時間、県内が6,630円が22時間、都内が7,940円で11時間。これを見て、あれと思ったんですが、時間外がついているのはいいんですが、これ、それぞれ単価が違うんですね。市内、県内、都内ということで、この3つの合計が28万3,600円、こういうふうになっていますが、何でこれがまた単価が3段階になっているものか。もしこれが6,300円で計算しますと、一番安いもので計算しますと、約3万円ぐらい減って、25万8,300円ぐらいで済むんですけども、この辺のところ、どういうふうな計算をしているのかなと。

それから、もう一つは、この3つの時間外が入っているんですが、4つ目の東京を除く関東、往復500キロ未満というものです。これは神奈川、埼玉、群馬、栃木、茨城、山梨、長野、静岡という各県に行くというふうに規則の中で書いてありますけども、当然、この分も、行ったとすれ

ば、時間外もかかるんじゃないかなというふうに思っていたんですが、その分の時間外が入っていないというようなことで、どういうふうな計算をしているのかなということで、その辺のところを教えていただきたいなということで、1回目の質問は終わります。

○議長（水野正美君） 答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） あじさい号の時間外の運行でございますけど、これは業者のほうに見積もりをお願いをしまして、担当のほうでよく検討して、その金額ならばということで、この金額を定めたという次第でございます。

関東地方のほうの金額でございますけど、東京を除く関東地方については、往復500キロ未満で、議員ご指摘のとおり、10万5,000円という金額で計上しております。これについては、時間外、当然、関東ですから、その時間内には戻ってこれないという判断のもとで、この10万5,000円の中に時間外が含まれるというような解釈でございます。以上でございます。

○議長（水野正美君） 課長に申し上げます。質問の趣旨にちゃんと答えていただきたいんですが、それぞれ単価が違うのは何かと、市内時間外、県内時間外、都内時間外、これはなぜ違うのかという質問があるんですけども、それには何も答えていないんですが、その点、お答えいただきたいと思います。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） 失礼いたしました。勝浦市内の時間外運行1時間当たり6,300円、それから千葉県内が6,630円、東京都内の時間外が7,940円、これにつきましては、勝浦市内ですと、運行上、道がはっきりわかる。そして、千葉県内だと、道がよくわからない部分と、そういう運転手の負担にかかるものについて、このような計算になっております。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） 時間外の単価なんだから、道がわからなくたってわかったって、1時間当たりの単価が6,300円、6,630円、7,940円、何で違うのか。勝浦市内が道がわかるから6,300円で、県内、都内行く道がわからないから6,600円、7,940円という答弁ですが、そうじゃなくて、算定した基準があるでしょうよ。そんな漠然とした、道がわからないからって、そういうものじゃないと思うんだけど、わからなきゃいいですよ。でも、わからないことはないよね。

それと、さっき、業者が見積もりを出してきて、それでやっていると、検討した結果でやっているということなんだけど、例えば、関東地方以外に1泊、21万ですよ。これは見込み件数1件あるんだけど、当然、今までもどこか行っているんだろうけど、これはどんな団体が去年行ったんだか、ちょっと教えてもらいたいと思うところもあるし、例えば、関東地方以外に、東京を除く500キロ未満のところは時間外がついていないというのは、この10万5,000円の中にその時間外も入っているというようなことを言ったんだけど、それだったら市内も県内も都内も、この中に一緒にしてしまえば、ずっと安くおさまるんじゃないかなということも考えられる。

それと、もう一つは、この委託料は、ほかの委託、例えば、駐車場の委託とか、浄化槽の委託と違って、さっき課長が言ったけども、見積もりをもらって、そのまま検討するというんだけど、議会が終わって委託契約を結んで、契約金を先に払ってしまうんですか。それとも後で精算して、年度末に払うのか。ということは、どれだけ時間外を使っているんだか、どこ行ったんだかわからないじゃない、初めから全部丸投げで契約してしまうと。多分、精算でやるのではないかなと思うんだけど、皆さん、どういうふうに思うかわからないけど、普通の委託と違って、言い方は悪いけども、ここで契約してお金払ってしまっ、さっき私が冒頭で言ったみたいに時

間が8時半から5時でもう帰らなければいけないんだよというふうに言っていて、その時間外が浮いてしまう場合があるんですね。そうすると、本当なら最後にそれを精算で返してもらわなければいけないのではないかなと思います。当然、年度末になれば精算していると思うんだけど、幾らかかっているということはもらっていると思うんだけど、その辺、どういった委託契約をしているのか伺いたいし、さっき言った1件分、去年、どこへ行ったのか伺いたいと思います。2回目はこの程度にします。

○議長（水野正美君） 午後2時20分まで休憩いたします。

午後2時09分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（水野正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。渡辺社会教育課長。

○社会教育課長（渡辺恵一君） 失礼しました。お答えいたします。あじさい号の支払いにつきましては、4期で3か月ごとの実績を市に書面で報告し、通知を受けた日から10日以内に検査して、これは精算払いとなります。

関東地方への運行実績でございますけど、神奈川県鎌倉市と栃木県の下野市、この2件でございます。

先ほど市内の時間外について、ちょっと不適切な表現になりましたけど、これについては、市内の単価、県内単価、都内の単価、これは決まっております、その金額によつての時間外の額となります。以上でございます。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。末吉定夫議員。

○18番（末吉定夫君） ありがとうございます。いろいろ細かく調べていただいて、ご答弁いただいております。重箱の隅を突つたような質問をして申しわけなかったんですけど、ただ、私の言いたいのは、冒頭に言ったように、こども会とか、いろんなあじさい号を利用する団体が、8時半から5時だよということではなくて、時間外も入っているんですから、多少やわらかな考えを持って運行をしていただければということをお願いいたしまして終わりたいと思います。

○議長（水野正美君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） これをもって、議案第18号 平成21年度勝浦市一般会計予算の質疑を終結いたします。

延 会

○議長（水野正美君） お諮りいたします。本日の日程はまだ一部残っておりますが、この程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（水野正美君） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決しました。
明3月10日は午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。
本日はこれをもって延会いたします。

午後2時22分 延会

本日の会議に付した事件

1. 議案第7号～議案第23号の上程・質疑・委員会付託